



一人でも入れる組合

ユニオン神奈川

No. 120

2020年5月8日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会
連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1 ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

応援エール!

寄稿 連合ユニオン神奈川顧問 紙屋源太郎

「コロナに負けるな!声をあげよう!」
「新しい日常」ではなく補償を!

2019年末、中国武漢で新型コロナウイルスの感染者が出ました。そして瞬く間に全世界に感染者が蔓延、日本も例外ではありません。組合員の皆さんは、大丈夫でしょうか?

いまさらながら保健所の数を減らし、検査施設や医療体制の不備が指摘されています。効率化、利益重視の中でいつ来るかわからないものに対する備えはおろそかになりま

す。人間は、自然を作り替えることで動物や蝙蝠たちとの境界線を壊してきました。

今、ウイルスでそのしつぺ返しを受けているといえなくもありません。最近の気候変動なども同じだと思います。利益重視のグローバル化は再検討の時期に来ていると思われ

ます。さて、コロナに関する組合員・組合からの相談は深刻なものばかりです。海外からの輸入ものを扱うブティックに勤務するYさんからは希望退職を提案されている、でなければ解雇するしかないといわれた。居酒屋の従業員のMさんからは雇用調整助成金の手続きについて、雇用保険に加入していない、どうしたらよいか、店自体もお客がなく、家賃の支払いができない、

つぶれるしかないのか。タクシーの組合からは、売上げが激減し、休業もあり、手取り10万円ほどの賃金になってしまい、生活できない。などの悲痛な叫びがもたらされています。私たちは、経営者と向き合い、話し合いを進めなければなりません。

一方、国や自治体は自粛や休業要請を繰り返すだけで、そこで働き、生きていく生身の人間を忘れていきます。抽象化した市民を対象に対応しているとしたら考えられません。なかなか決まらない、手続きが煩雑すぎてあきらめるしかない、しかも支

援の中身が不十分です。今こそ私たちは連帯して声を上げるべきです。自らのそして仲間の生活と雇用を守るために声を上げるべきです。

私は今回の事態を見ながら、つくづく日本の国民は、お上に従順だと思わざるを得ません。飛躍しますが、たぶん戦争の時代も同じだったのだろうと想像してしまいます。そんな国民を見て、安倍首相は憲法に緊急事態条項を導入したいと公言するに至っています。

今は、国民の自由な行動や営業の権利、教育を受ける権利などが制限されています。これが日常化してはならないし、その危険を伴う緊急事態条項を憲法に入れさせてはなりません。



新労働組合 誕生!

銀嶺(ぎんれい)幼稚園労組

3月9日(月)に8名で結成、連合ユニオン神奈川に加盟した。現在、組合員は10名となった。

銀嶺幼稚園職員組合は、

神奈川区にある「学校法人尾崎學院銀嶺幼稚園」の教職員を中心に結成された。結成に至る経緯は、学校法人の前理事長(創業者の家系)による教職員へのパワーハラスメント、時間外や休日出勤などの賃金の未払い、労働契約にかかわる労働条件の問題などが発生し、教職員が団結して法人と交渉するために結成された。

第1回団体交渉では、

①前理事長のパワーハラスメントに対する謝罪を含む法人の対応、②学校

法人の来期の運営方針や計画の公表、③教職員の労働条件の確認、④時間外・休日の未払い賃金の請求について行った。

組合役員

委員長 増田千枝

副委員長 船方範子

書記長 石井 穰



コロナでも、なんでも、労働相談を!

4月は多くの方から相談があり、コロナ関連は70%(43件)を超えています。特に雇用関係の相談は前年比4倍、労働契約関係は前年の2.5倍になりました。相談内容の詳細は1面に記載されていますが、

一方、「コロナ感」染の危険性があるのに仕事を休ませてもらえない」という相談がいくつか寄せられています。労働契約法では使用者の労働者に対する安全配慮義務があるとされています。つまり、使用者は労働者がコロナウイルスに感染しないように労働者に配慮する義務があります。この場合はテレワーク、混雑時を避けた時差出勤、あるいは職場への消毒薬の設置や職場の換気などが考えられます。また、常時50人以上の職場では労働安全衛生法において労働安全衛生委員会を設置しなければいけません。その場合、使用者は月に1回以上、労働安全衛生委員会を開催しなければいけないので、この場で労働者の声を反映させていくことができます。50人未満の場合は労働安全衛生委員会がなく、1人で提案しても会社に聞いてもらえないと思われているので、職場の仲

間と要求していくことです。だめな場合はユニオンに相談をしてください。

新型コロナに関する労働相談実施中

7月-9月
0120-154-052

次のユニオン活動については全て延期します。

- ユニオン学習会
- ユニオン組合員歴史散策
- ユニオンナイター